

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

平成28年1月19日（火）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

1. 第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」	1
2. 育児休業と保育の切れ目ない保障	
(1) 平成28年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について	3
(2) 待機児童解消加速化プランについて	6
(3) 事業主拠出金制度の拡充について	9
(4) 保育人材確保策について	16
(5) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて	26
(6) 放課後児童クラブについて	28
(7) 仕事と家庭の両立支援の推進について	31
3. 妊娠・出産・子育てへの支援	
(1) 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備について	34
4. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
(1) すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトについて	37
(2) 児童虐待の現状と対策の強化について	45
(参考) 平成28年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	47
(参考) 平成27年度雇用均等・児童家庭局補正予算の概要	53
(参考) 照会先一覧	54

1. 第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

希望実現阻害要因

- ・脆弱な経済的基盤による結婚不安
- ・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
- ・男性の家事・育児分担の不足

- ・0～2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
- ・放課後児童クラブの不足
- ・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「**同時実現**」の構造へ転換を図るために

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

【希望との乖離要因】

【課題】

【対策の方向性】

※緊急対策に記載された主な施策は赤字

【結婚】

経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- ・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
- ・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

【妊娠・出産】

子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保

- ・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率が高い
- ・長時間労働の家庭の出生確率は低い

育児休業と保育を組み合わせ就業を継続できる環境づくりが必要

【特に第2子以降】

夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

- ・男性の家事・育児分担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
- ・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【1】若者の雇用・経済的基盤の改善

○若者・非正規雇用対策

- ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
- ・被用者保険の適用拡大(年金法改正)等

○働き方の見直し

- ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
- ・労働基準法改正法案の早期成立の実現

○男性の意識改革

- ・男性の育児休業取得促進

○女性活躍推進

【2】非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

○育児休業制度の見直し

- ・非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○企業の取組の強化

- ・多様な働き方に対応した保育サービスの強化

○柔軟なサービス利用の支援

- ・家事支援税制(税制改正要望)

【3】育児休業と保育の切れ目ない保障

○保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充

- ・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)

○育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、子育てによる不本意退職を解消。女性(25~44歳)の就業率80%を目指す

【4】妊娠・出産・子育てへの支援

○安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備

- ・不妊治療助成の拡充
- ・子育て世代包括支援センターの全国展開
- ・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)

○地域の子育て家庭への支援

【5】特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

○ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)

- ・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
- ・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援

○児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

2. 育児休業と保育の切れ目ない保障

2 (1) 平成28年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

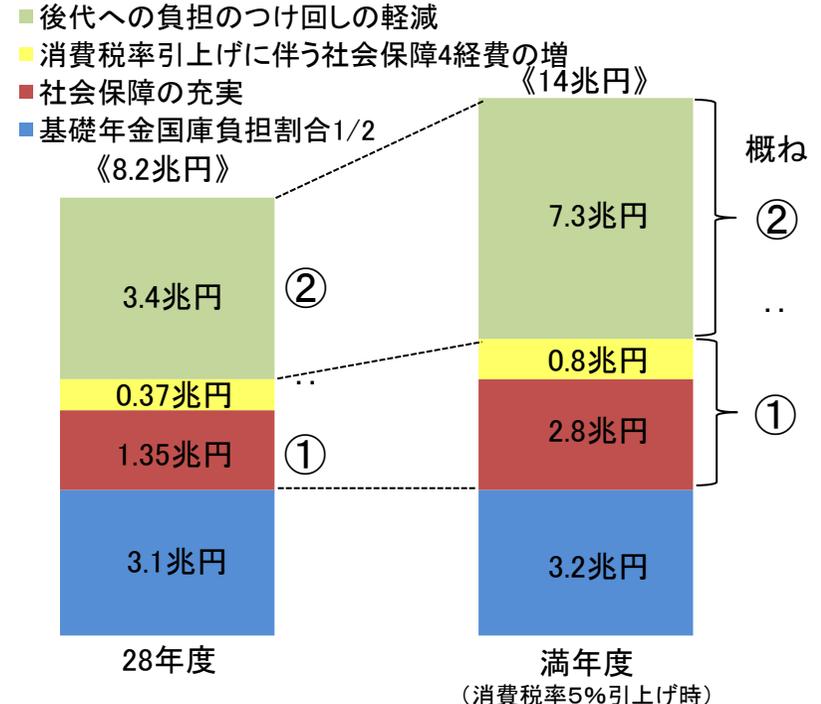
- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算案 (注1)			(参考) 平成27年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844	
	社会的養護の充実	345	173	173	283	
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904	602	301	904	
		422	298	124	392	
	医療・介護サービスの提供体制改革	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	724
		1,196	604	592	1,051	
		390	195	195	236	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
		被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,089	1,044	1,044	2,048	
年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20	
合 計		15,295	7,955	7,340	13,620	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て新制度における教育・保育給付費の改善について

子どものための教育・保育給付費負担金

【平成28年度予算（案）6,428億円 ※内閣府予算に計上】

・ 施設型給付（委託費）

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

・ 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成28年度予算(案)における充実等

① 賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

② チーム保育推進加算の創設

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

③ 保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。

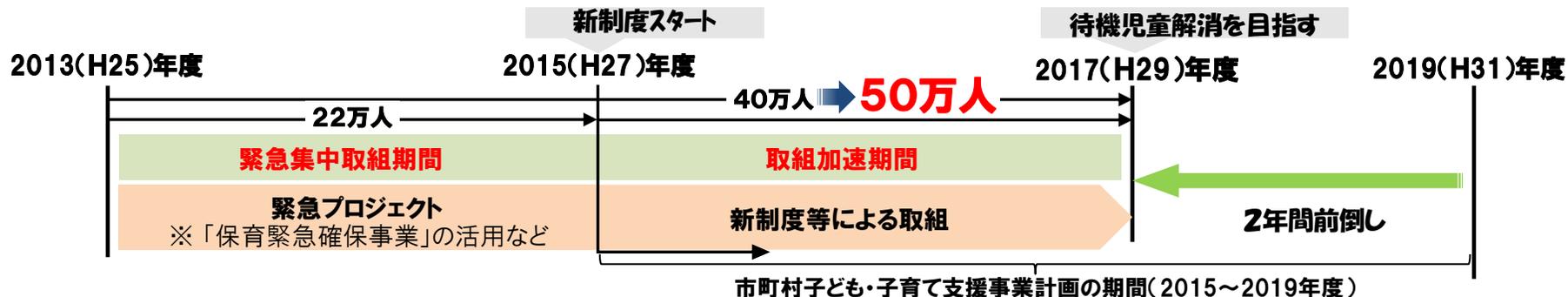
④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)

年収約360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収約360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。

2 (2) 待機児童解消加速化プランについて

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに**40万人分**の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組を進めているところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計**約21.9万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は**約45.6万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、**25～44歳の女性の就業率上昇**が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から**50万人分**とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5力年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成26年4月) (平成27年4月) (平成29年度末)
 50万人分確保時の利用率
1、2歳児 : **35.1%** → **38.1%** → **48.0%**
 (見直し前:46.5%)

< 【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 76%(2020年) >

(注)利用率:利用児童数 ÷ 修学前児童数
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等

(平成27年度補正予算(案)：510.7億円)

目的

待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育の受け皿整備を40万人から50万人に拡大し、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図る。

事業概要

- 待機児童解消加速化プラン（平成29年度末までに保育の受け皿拡大を約40万人）は、市町村の積極的な取組により、約45.6万人に拡大する見込みとなっているため、当初の拡大量からの増加分である約5.6万人分の保育所の施設整備費等を支援。
- 待機児童は低年齢児（0～2歳児）に多いことから、新たに小規模保育事業所の施設整備費についても補助対象とする。
- 近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）に防音壁の設置に要する経費を支援。

対象事業

[施設整備] (※) 保育所等整備事業、小規模保育整備事業（2.8万人分）【383.1億円】

[改修費] (※) 賃貸物件による保育所改修等支援事業、小規模保育改修費等支援事業（2.8万人分）【118.4億円】

[その他事業] 保育所等防音壁設置事業【9.2億円】

実施主体 市町村（特別区含む。）

* 「施設整備」及び「改修費」については、都道府県の「安心こども基金」に積み増しを行い実施。

* 「その他事業」については、保育所等整備交付金の一事業として実施。

補助率 1/2（※待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3）

【参考：待機児童解消加速化プラン】



- ※ 消費税財源を活用し、子ども・子育て支援新制度を通じて、地方自治体を強力に支援。
- ※ 事業主拠出金財源を活用し、企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援。

保育所等整備交付金

【平成28年度予算案:534億円（554億円）】

【趣旨】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約50万人の受け皿を拡大するうち、平成28年度は、約7.2万人を確保。
- 市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
- 待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備を推進する。

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業【449億円（518億円）】
 - ・保育所の創設、増築、老朽改築等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（幼稚園型）【41億円（37億円）】
 - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等
- 小規模保育整備事業【新規】【44億円】
 - ・小規模保育の創設、増築、老朽改築等

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【補助率】 1／2（待機児童解消加速化プランに参加する場合は2／3）

待機児童解消加速化プラン



2 (3) 事業主拠出金制度の拡充について

子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金

現 行

- 子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、「児童手当」及び「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3事業限定）」を実施。

事業主

2,456
億円

事業主拠出金
(標準報酬の0.15%)

年金特別会計
(子ども・子育て支援勘定)

※平成27年度より内閣府に移管

充当

- 児童手当 1,821億円
- 地域子ども・子育て支援事業 650億円
 - ・放課後児童クラブ
 - ・病児保育
 - ・延長保育

充当先は法定※

<平成27年度予算>

第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

拡 充

- 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を実施し、出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実を図る。
 - ① 企業主導型保育事業（運営費、整備費）
 - ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ③ 病児保育普及促進事業（整備費）
- 上記事業に充てるため、事業主拠出金率の法律上の上限を0.25% (+0.1%) に引き上げ
 - ▶平成28年度は、事業実施に必要な所要額を踏まえ、0.20% (+0.05%) に引き上げ